

DF315
10



0029625-000

DF315-10

公益質屋の実例

内務省社会局社会部

1933

ADI

昭9
A
1346

昭 9

A

1346

公益質屋資料第一輯

昭和四年四月

贈

公益質屋の實例

社會局社會部

立憲國民
政務調查館
圖書之印

A
1346

DF315

10



735317

凡 例

- 一、時局匡救對策の一として、公益質屋の設置を奨励することになつたのであるが、庶民金融機關としての實情に付ては、未だ充分に知られて居ない憾がある。由つて本書は公益質屋の實例を示し、其の普及發達に資することにした。
- 二、農村に於ける公益質屋の實用如何に付ては、疑を抱く者も無いではない。然し銀行又は信用組合等と共に公益質屋が農村に於ける重要な庶民金融機關として、活用されて居る所も尠くないのである。本書は斯かる農村に於ける公益質屋の實情を記述して、今後農村に於ける公益質屋の設置經營の參考に資することにした。
- 三、本書は當該縣に於て調査したる資料、又は社會局より出張調査した資料に依つて編輯した。

昭和七年十二月

公益質屋の實例目次

◎細田村營質庫

一、村勢概要	一
二、設立の沿革	二
三、設備の規模	四
四、事業方法	六
五、利用状況	九
六、流質物處分状況	一
七、收支状態	二
八、實績	三
九、條例	三

◎坂元村公益質屋

一、村勢概要	一五
二、公益質屋設置の沿革	一六

◎中津町質舗

- 三、設備の規模 一七
- 四、事業方法 一九
- 五、利用状況 二一
- 六、流質物処分状況 二三
- 七、収支状況 二三
- 八、條 例 二四

◎中津町質舗

- 一、町勢概要 二六
- 二、公益質屋設置の沿革 二七
- 三、設備の規模 二七
- 四、事業方法 二九
- 五、利用状況 三〇
- 六、流質物処分と残餘金 三二
- 七、収支状況其他 三三
- 八、事業成績 三四

九、條 例 三八

◎堂島村公益質屋

- 一、村勢概要 四〇
- 二、公益質屋設置の沿革 四六
- 三、設備の規模 四七
- 四、業務の概要 四九
- 五、収支状況 五三
- 六、分庫制度 五四
- 七、事業成績 五九
- 八、條 例 六二

公益質屋の實例

◎細田村營質庫

所在地 宮崎縣南那珂郡細田村大字下方四、七二番地
業務開始 大正元年十月十九日

一、村勢概要

(一) 地勢、本村は宮崎縣南那珂郡の略中央に位し、北西南の三部は共に山丘に圍まれ、たゞ東の一部に日向灘を望む僅かの海岸線がある。村の中央を細田川が貫流し、その流域に田地、畑地、山林、原野及び宅地があつて、總面積千三百三十町七反二畝餘を示してゐる。

(二) 戸口、現時人口六、一九五人を有し、戸數一、〇〇六戸であるから、一戸當り六・一六人の割である。之を産業別に見れば、農業主位を占め四七二戸、次位は漁業であつて三〇一戸、商業は第三位であつて一一九戸、其他の職業に屬するもの八二戸、工業は最も少く三二戸を示すに過ぎない。

(三) 生産物、産業の種類は、右に示した通りであるが、其の生産力に於て相當の成績を擧げてゐる。之を生産物の種類より見れば農産物中米の生産額約二十萬圓、果實三千九百圓、蔬菜九千五百圓、繭二萬圓、卵五千七百圓等が主たるものであり、林野産物は八千圓、水産物は八萬一千五百圓の収益を

擧げてゐる。

(四) 住民生活状態、今日に於ては總戸數一、〇〇六戸に對し漁業三〇一戸を占め、農業に次ぐ主要産業であるが、公益質庫設置以前は、漁業者三分の二を占めてゐたので、本村は純然たる一漁村の觀があつた。交通不便なる長江・山浦の僻村の常として、魚獲豊漁なるときは、享樂徒食に日を送るも、一朝不漁に遭遇せば、困憊忽ち至り、窮民群を爲す有様であつた。村人は斯る生活の窮乏を自ら緩和せんとする欲求の切なるものがあつたのであるが、當時此の要求に應ずべき何等公共の施設は無く唯質屋業者や高利貸の徒が村民の需要に應ずるに過ぎなかつた。従つて經濟不如意は、村民を驅つて射利に導き、賭博の流行となり一面納稅成績は期限内納入者一割に満たぬ不良の有様となり、公共心の喪失、風紀の頹敗の狀は憂慮に堪えぬものであつた。斯くては村民經濟生活の維持も、自治體の健全なる發達も、將又産業の振興も、それは到底望むことが出来なかつたのである。

二、設立の沿革

此の秋に當り、村長隈本和平氏は、此の村狀を直視して慨然たるものがあつた。彼は、空しく之れを座視するものではなかつた。如何にして村民を此の慘狀より救ふべきかを考へた。

(イ) 事業創始の動機、此の苦心の中、會々歐洲自治制の發達せる地方に庶民銀行又は公營質屋事業の經營せられてゐたことの情報に接し、一脈の曙光を見出した感があつた。彼は此の施設以外に村

民救濟保護の策なしと信じ、直ちに之れが研究を爲さんとしたが、不幸にして詳細なる資料を得ることが出来なかつたので、鬱勃たる理想を抱きながら、荏苒空しく日を過さざるを得なかつた。時恰も有吉忠一氏が知事に任じ(明治四十四年頃)専ら縣勢の發展、民力の涵養を企圖し、縣下町村長及び地方事務に關與せるものを集め、地方改良講習會を開催し、縣下の現狀を批判し特に自治公營事業の普及を力説した。これは隈本村長に取り、實に絶好の機會であつた。即ち彼は質屋事業、倉庫事業、不動産保護機關設置に關し、年來の希望を實現すべく決心を固め、先づ腹案を示し、數年來の苦衷を訴へた所、知事より意外の快諾を與へられた。茲に希望實現の緒に着き遂に大正元年十月を以て村營質庫の設立を見るに至つた。これ我國最初の公益質庫の創始である。

(ロ) 設立後の經過、業務開始の後に於ても村民や同僚から誤解や嘲笑を受けた事は少くなかつたが、村長は一意事業内容の充實に向つて邁進し、英斷を以て村基本財産五千圓を繰入れて貸付資金と爲し、一口三十圓以下を原則として二百圓までの貸付を爲す事とした。從來高利率に依るのでなければ金融の途を見出すことの出来なかつた貧しい村民迄之に均霑する事が出来る事になつた。乍併村長の努力のみを以ては或は急速なる進展は望まれなかつたかも知れない、本質庫の爲幸であつた事は隈本村長の熱誠が有志を動かし有力なる協力者を得るに至つた事である。土地の富豪であり且村會議員であつた服部右平次氏は、自ら進んで多年の經驗を以て質物鑑定事務を補助し

たのみならず當時猶事務所は二坪、倉庫六坪に過ぎなかつた借家で執務上不便であり、又位置も適當でなかつたので、裏通の自家納屋を改造し、倉庫兼用の事務所として之れを貸與した。尙更に此の事務所の構造不完全にして質物保管上不充分なるを見て、現存する事務所一棟を新築して貸與し、次で右建物並に敷地を擧げて寄附したのである。

又當時村會議員であつた日高猪平次氏は、從來質屋營業者であつたが、質庫村營決定と同時に卒先して家業を抛ち、多年の經驗を提げて事業を援助した。

斯くの如く民間篤志者の後援と隈本村長及び質庫司計たる本村副収入役とが一身を犠牲にしたる努力に依り、村民の自覺を促し、事業漸く順調なる進展を見るに至つた。我國に於て創始された此の事業が創立以來、多少紆餘曲折は免れなかつたけれども、先づ順調の経過を取るに至つたのは、創始者たる隈本氏及びその協力者等が凡ての困難を排しつゝ、此の事業に傾倒した結果であつて、我國公益質屋の發達史上に特筆するに足るものがあらう。

三、設備の規模

事務所一棟十二坪五合、土藏一棟十二坪五合及び敷地は、本村の服部右平次氏の寄附に依るものであるが、昭和二年公益質屋法の制定以降、設備の完備を期する必要を認め、低利資金の借入を爲し事務所の改築を行つた結果現在の規模は左の如くである。

- 一、質庫の位置、南那珂郡細田村大字下方四千七百十二番地
- 一、敷地の坪數、九十八坪
- 一、事務所、木造瓦葺平家建 一棟 二十四坪
- 内 譯 事務所 十坪 應接室 六坪 炊事場 三坪 土間五坪
- 一、倉庫、土造瓦葺平家建 一棟 十二坪五合
- 一、便所、一坪五合
- 一、備品、金庫 一個 事務机 八個 椅子 十四脚 書類箱 二個

細田村營質庫平面圖



四、事業方法

質庫の經營は、村役場所在地より約一里を距る大堂津部落に設置した關係上、一般會計で經理することは困難と認め、當初より之を特別會計とすることに計畫し、その資金として村基本財産中から金五千圓を繰入れ、これを元資金として貸付金の利子で諸経費を支辨することにしたのである。而して金五千圓の繰入に對し年六分の利子を附し村の收入として基本財産蓄積の計畫に支障なからしめ、尙元資金は本事業の益金を蓄積し漸次積戻の計畫であつたが、事業の性質上充分の益金を得ることが出来ず、積立を中止するに至つた。然るに昭和二年公益質屋法が制定せられ政府は設備費に對し補助を爲す外低利資金を融通する等本事業助成の途が講ぜらるゝに至つたのを機とし本村質庫事業も之れに依り計畫を改め、低利資金借入に決し、昭和三年度に於て資金一萬圓の借入を爲し、從來の基本財産繰入に對し一時に全額の積戻を爲し、且補助金を得て事務所の改築を行ふ事を得た。此の低利資金は元利金を年賦償還と爲すものであるが、本事業としては充分の益金がないので、昭和五年度以降は一般會計より元金償還金を繰入れる事にし質庫の資金の造成を計畫してゐるのである。

質庫の事務は主事と司計とを置き、主事は村長又は助役を以て之れに充て、司計は副収入役を以て之に充てることにしてゐる。

質物の取扱は、質庫規則第七條に依り、主として日用家具、衣類其他確實なる動産に限り、特別の場合には例外として保險を附した建物又は土地を擔保として貸出を許してゐたのであるが昭和二年公益質庫條例を定め同施行規則を施行すると同時に質庫規則を廢し不動産貸付を廢し動産貸付に限ることとしたのである。質物の鑑定は司計が之に當り見積價格の二分の一を限度とし、その範圍に於て貸出金額を定むることにしてゐる。これは一見少額に過ぐるやうであるけれども、貸出金額が多額である時は受戻に窮し流質となる虞があるので、これを防止し且一方には確實を期する爲である。この方針を勵行して來た結果、事業開始以來今日迄の間に受戻に窮した事例は唯一回に過ぎないのである。

事業開始後の數年間は、貸出の注意と貸出金の回収に全力を注いだのである。貸出に就いては、なるべく質置主をして直接出頭せしむる方針を採り、質使を極力排斥したのである。その理由は、質借の金額は極めて少額であつて、その上に質使に口錢を取らせることは細民救済の目的に反するからである。尙常に質置主に注意して各自質庫に來らしめ、猶家計の方法等に就いても指導を加へ、また流質期限到來の處には一々使丁を走らせ受出しを爲すやう督勵し、遺憾なきを期してゐるのである。右の如き方針を徹底せしむる上に極めて好都合であつた事は質置主に直接面接する吏員が二十年間勤続する習熟者であつて、經營技術に於て巧妙を極め、質置主の家庭情況に精通してゐるものであつた事である。

貸付利率は、營利質屋に於て最高五割以上といふのもあり、普通利率でも三割内外であるが、質屋

取締法では一圓以下一ヶ月百分の四、五圓以下百分の三、十圓以下百分の二半の定めである。營利質屋の弊害とするところは、かくの如く貸付利率の甚だしく高率に過ぐると、利息計算方法の不當なるとの二點であつて、之等の點を匡正するのが公益質庫の一使命である。そこで、本村の公益質庫では開始當時次の如く定めた。

一圓以下	月二分
十圓未満	月一分六厘
五十圓以下	月一分四厘

その後、事業の経験を重ねるに従つて此の貸付利息の改正の必要に迫られ、大正三年三月一部の改正を行ひ、更に大正四年三月次の如く改正して公益質庫法の實施の時に至つた。

貸出金額	契約期間	貸出利率	流質期限
三十圓以下	六ヶ月	月一分六厘	契約期日後三ヶ月
百圓以下	二ヶ月	日歩六錢	同 一ヶ月
擔保貸付	二百圓以下	一ヶ年	月一分三厘 同 三ヶ月

次に昭和二年八月公益質庫法施行せられるに及んで三度之を改め次の通りとしたのである。

貸付金額	消費資金一口	三〇〇圓	一世帯	一〇〇〇圓
貸付期間	生業資金一口	五〇〇圓		二〇〇〇圓
貸付利率	六ヶ月			
	月 一〇〇分の一・二五			

尙質物の保管は固より萬全を期する事が必要であるから、年二回村會議員が嚴密なる検査を行つてゐる。

五、利用状況

質庫に對する利用状態に就いては、これを利用者の(一)職業別と(二)質物の種類とより觀察することが出来る。

(一) 職業別利用状況、昭和二年以降六年に至る間に、利用者として漁業者は首位を占めてゐる。本村の業態別人口に於て、農業が首位を占めてゐるに拘らず、其の利用者地位に於て農業者は第五位を占めてゐる。利用者として漁業者が首位を占めてゐるのは、質庫が海岸町に設けられてゐること、漁業人口が農業人口の次位に居る多數を占め、而も其の職業の性質として収益には農業よりも一層甚だしき増減性があつて、私經濟の脅威を感じることが多いからである。

利用者の次位を占むるものは小商人であり、第三位は小工業者、第四位は勞働者、第五位は農業者である。小工業者は昭和二年度には八六一人の多數であつたが、三年、四年、五年の各年は何れも六百

人に満たず幾分低位にあるが、六年には六〇七人を示してゐる。労働者は昭和二年には二六一人を示せるが、爾來漸増の傾向を示し、昭和六年には五八一一人に上つてゐるが、これは不況の深刻さを反映するものとして見るべきである。この點に於て農業者も同一の傾向を示してゐる。
 猶注目に値するのは各業態を通じ利用者として質庫に来るものは、殆んど凡て婦人である事である。この點より見るも質庫を利用して得たる金圓の用途は、その多くは恐らく家庭經濟に於ける消費に充當せらるゝものであらう。

利用者の職業別状況を年次別に示せば左の如くである。

職業別	年次					
	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	計
労働者	二一六	三五八	四七〇	五一五	五八一	二一六
傭生活者	八	一七	二二	五四	四五	八
小工商業者	八六一	五三九	五九〇	五九〇	六〇七	八六一
小業者	七〇四	七五〇	七五四	八〇一	七五一	七〇四
農業者	三一	五四	九五	一〇一	一二六	三一
漁業者	三一八	二七五	二七四	三七六	二六六	三一八
其他	八二	四五二	三三〇	二二二	二一六	八二
計	五、二六五	五、四四五	五、三九五	五、八五九	六、五九二	五、二六五

(二) 質物種類別利用状況

昭和六年度に於ける質物種類別利用状況に就き、口数は利用者数と同様に六千五百九十二件に達し、此の中、衣類は最高位を占め六、三九六件を示し、他は業務用具、家具、債券であるが、衣類に比すれば各種目共極めて低位にあるのである。貴金屬は殆んど取扱つてゐない状態であるので、金庫は姑く信用組合の利用に供してゐるといふ事である。

次に昭和二年度以降の統計數字を示せば、

質種	年次					
	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	計
債券	三二五	四一〇	三二六	三三六	三三六	三二五
業務用具	三二〇	二一五	二四六	二四三	二二二	三二〇
家具	四一九	三二七	二二	三二七	二二	四一九
衣類	一七、四三九	一九、四〇四	一九、八二一	二五、六二二	二七、六三九	一七、四三九
其他	一、四七八	五、三三六	三、〇〇一	一、六六一	一、三七一	一、四七八
計	一九、三三五	二〇、四二七	二〇、四二五	二四、二六九	二八、一六三	一九、三三五

六、流質物處分状況

本質庫は、創始以來辨済の困難なるものが一件あつたのみで流質件數は一件も記録せられてゐない。

七、收支状態

本質庫設置の目的は、本村窮民の経済救済にあるので、初めから事業収益を挙げやうと云ふ考へはなかつたのである。併し乍ら、元資金が村基本財産の繰入れに依るので、多少の剰餘金を掲げる場合には、之が繰戻を行ふ事が経営上の方針であつた。従つて幾分宛の積立金を爲すやうに計畫してあつたのであるが、年に依り其の財政方針を一定することが出来ず、且つ時勢に伴ひ貸出金額も次第に増額を見る必要に迫られ、積立も中止するの已むなきに至つた。然るに、昭和二年公益質屋法の制定を見るに至り本質庫も國費の補助と低利資金の融通を受け、基本財産は一時に全部の繰戻を行ふことを得、現在はこの低利資金のみに依つて運轉してゐるのである。本庫の經營に於て營利を目的とせぬばかりでなく、貸付利率に於ても制限がある爲、収入は借入金金の元利金を償還する迄に至らないので、昭和五年度以降は償還元金のみは一般會計より繰入れするの已むなき状態である。

最近数年間の收支状況は次の通りである。

年 度	別	收 入	支 出	差引過不足 (△不足)
昭 和 二 年 度		一、三三五	一、一三九	一九六
昭 和 三 年 度		一、一七四	一、二二七	五三
昭 和 四 年 度		一、四〇九	一、三三三	三六
昭 和 五 年 度		一、四五二	一、三四六	一〇六
昭 和 六 年 度		一、六三四	一、二八七	三四七

備考 収入は貸付利子、一時預金利子を掲げ、支出は給料、雑給、需用費、借入金利子を計上せり。

八、實 績

本村營質庫設置の動機は、既に説ける如く村民の多くのものが高利に依る借金に苦しみ、従つて納税成績が甚だ不良であつたので、村長隈本氏は、之が救済方法として其の根柢たる私營金融機關の缺陷を除く爲めに、之に代るべき公共的施設の樹立を企圖したのである。隈本氏の經營方針としては他く迄入質者の利益を計ることに重點を置いたのであるから、私營質業者が金利加算と有利なる質物の流質を希望するに反し、創立趣旨及目的を貫徹するため、流質期限前には必ず使丁を入質者の戸毎に巡回せしめて、注意を喚起し流質の損害を免れしむる事を努めた、而して漁夫細民が多少とも収益を挙げた時には質受の資と爲し、後日不時の場合に備へしめたので、村民の間に之が自覺起り、近年は巡回注意を受けるものが稀になつたのである。村民も此の親切なる取扱に感激し、納税期に際し手許に貯なきものは、税金の資を得る爲に一期間入質してまでも納税の義務を果すやうになつたのである、これは公益質屋の効果として見るべき處で貸付金の利子は滞納督促手数料の半にも足らぬといふ事が家計に目覺めたる妻女に諒解せらるゝに至つたのである。

九、細田村營質庫條例

第一條 本村營質庫ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ本村在住ノ者ニ對シ貸出ヲ爲スモノトス

- 第二條 貸出金額ハ質物ニ付村長ニ於テ評價シタル金額ノ十分ノ六以内トス
- 第三條 貸出金額ハ一口ニ付三十圓、一世帯ニ付百圓以内トス、但シ生業資金ニ對シテハ一口ニ付五十圓以内、一世帯ニ付三百圓以内ノ貸付ヲ爲スコトヲ得
- 第四條 貸付金利率ハ一月ニ付百分ノ一・二五トシ月ヲ以テ計算ス但シ一月ニ滿タサル日數カ十六日以上ナルトキハ之ヲ一月トシ其ノ十六日未滿ナルトキハ之ヲ半月トシテ計算ス
- 第五條 流質期限ハ質契約成立ノ日ヨリ六ヶ月トス
- 第六條 貸出金ハ質物ト引替ニ之ヲ交付ス
- 第七條 質置主、質契約ニ關シ通知ヲ受クヘキ場所カ其ノ住所ト異ナル場合ハ質契約ト同時ニ届出ツヘシ其ノ後之ヲ變更シタル場合亦同シ
- 第八條 質物ノ返還ヲ受ケントスルモノハ質札又ハ通帳ヲ持參スヘシ
- 第九條 質置主質札又ハ通帳ヲ亡失毀損シタルトキハ直ニ其ノ旨本村長ニ届出ツヘシ
- 第十條 質札又ハ通帳ノ再交付ヲ爲シタル場合ハ前ニ交付シタル質札又ハ通帳ハ之ヲ無効トス
- 第十一條 天災地變鼠切其ノ他避クヘカラサル事由ニ依リ質物滅失又ハ毀損シタルトキハ本村ハ其ノ責ニ任セス
- 前項ノ場合ニ於テハ村ハ其ノ債權ノ全部又ハ一部ヲ拋棄スルコトアルヘシ

附 則

- 第十二條 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 - 第十三條 大正元年十月十五日發布ノ細田村營質庫規則ハ本條例施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
- 昭和二年十二月二日議決
昭和二年十二月十五日許可

◎ 坂元村公益質屋

所在地 宮城縣亶理郡坂元村坂元字館下一一〇番地ノ三
業務開始 大正九年十二月一日

一、村勢概要

本村ハ宮城縣の東南端福島縣境に接する一農村であつて常盤線は本村の東部海岸寄りに南北に通じ坂元驛の所在地である。其の總面積は一、九方里其の内田地は四四三町餘畑地は二八二町餘である。

本村に於ける人口は昭和六年末の調査に依れば總數四、六七五人其の戸數七〇四戸（一戸當り六・六人）之を職業別に見ると農業五三〇戸で總戸數の約七割を占め、水産業四七戸商工業九三戸其の他一五戸であるから純然たる農村と謂ふことが出来る。本村の財政は昭和六年度決算に依れば歳入總額五

五、二九四圓歳出五〇、六二〇圓といふ状態で公益質屋豫算(特別會計)は三、〇三八圓(昭和七年度分)である。又村民の負擔狀況は昭和六年度決算に依れば戸數割收入三、三四六圓であるから一戸當り平均戸數割は四圓二一錢に過ぎず而も其の最高額負擔のものは僅かに一戸であつて八二圓に過ぎず平均額負擔のものは一七六圓、一圓以下のものは約二〇〇戸免稅戸數は六戸である。

次に本村に於ける生産物に付いて見るに昭和六年度に於ては米六、六二三石(價格一〇〇、六〇〇圓)麥二、七五四石(價格一五、三六二圓)其他の農産物三萬圓餘(繭一九、四三四貫(價格五九、三四九圓)、鶏卵一三、六九〇圓海産物九、八五三圓等が主要なものであつて農産物が大部分を占めてゐる。

二、公益質屋設置の沿革

本村は明治三十八年に於て甚しい凶作に遭ひ更に翌三十九年には其の中樞部落に大火災があり、その罹災戸數一一四戸に及んだ。其結果生計困難の爲本村民が他町村民より借入れた負債は約九萬圓の多額に達したと謂ふ。之等の事實は當時の疲弊の狀況を知るに足るものである。

然るに其の後大正八年に於て未曾有の大旱魃があり無仕付反別百町歩を超え更に翌九年頃より兆した全國的經濟界の不況は次第に此の僻村に迄其の影響を及ぼし村民の疲弊は其の極に達したのである。

茲に於て村當局者は之が救済策に奔走大いに努め當時金融機關が殆んど無かつたので先づ銀行支店

等の設置運動を試みたのであるが金融業者としては本村に於て預金を吸收する事を期待し得なかつたので遂に其の設置を見る事が出来なかつたのである。仍て窮餘の對策として縣當局に圖り當時の各種資料(宮崎縣細田村公益質屋に關する資料等)を參考とし大正九年十二月村營公益質屋の開設を計畫するに至つた。即ち村基本財産一五、〇〇〇圓、小學校基本財産二〇、〇〇〇圓を運用し個人より動産、不動産を擔保に供せしめて低利の資金を融通することにしたのである。其の後簡易保險積立金一〇、〇〇〇圓大藏省預金部の低利資金一〇、〇〇〇圓を借入れ之れを運轉資金に充當し、次いで大正十三年五月公益質屋條例を定むる際従前一口當り貸付金額多額に失し而も貸付期間長期に過ぎ資金固定するの虞ある不動産に對する貸付を廢止し爾來今日に及んで居るのである。

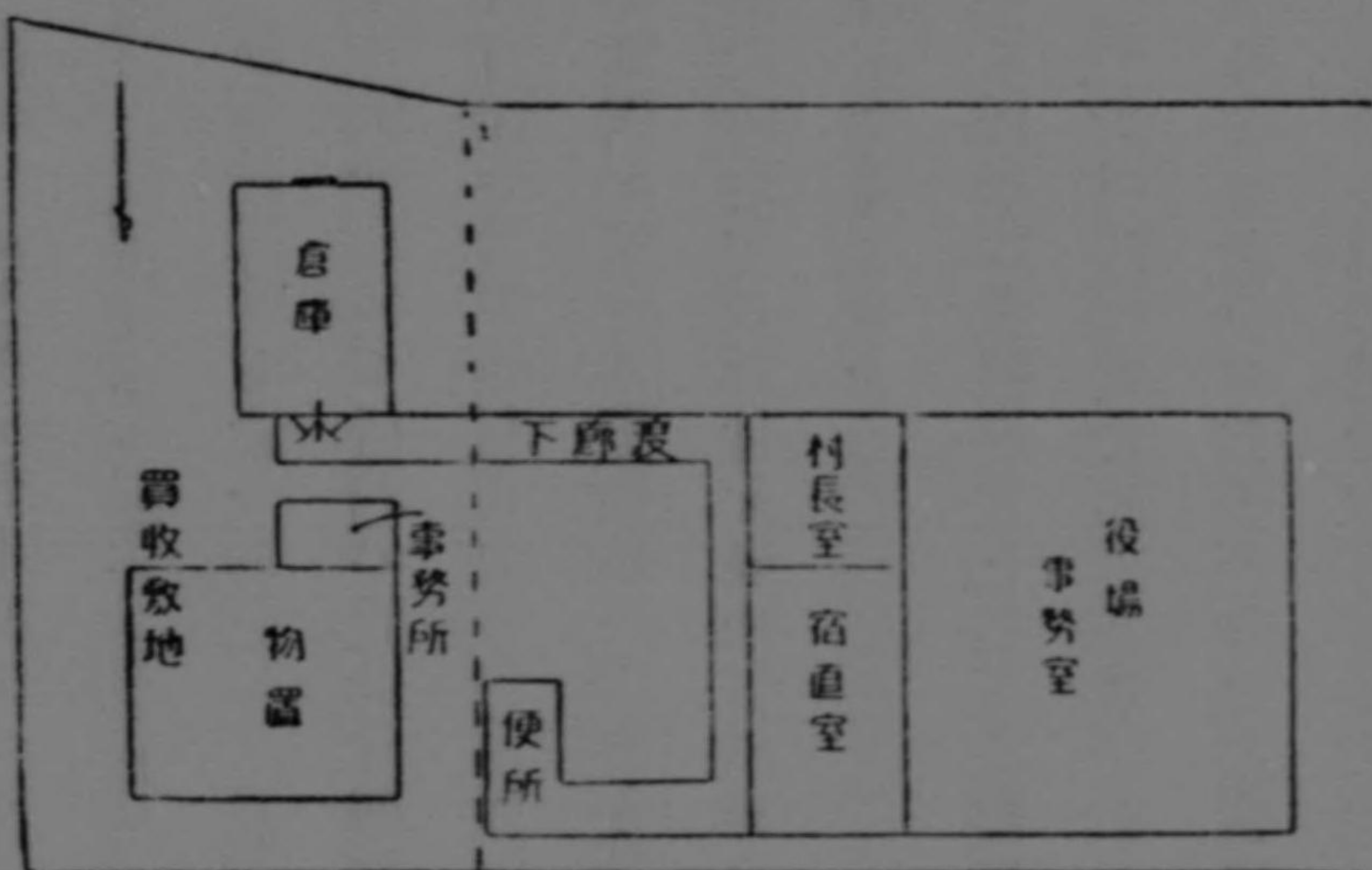
三、設備の規模

本村に於ける民家は農村の常として各所に散在し、従つて住民全體の利用を圖る爲めには公益質屋の位置に付いては相當考慮を拂ふ必要があり大體村中央部位役場所在地たる民家約二五〇戸の聚落地に設置する事になつたのである。尙公益質屋創設の當初に於いては特に其の設備を設けず、同村經營に係る農業倉庫の一隅に棚を取付け質物保管の用に充て質屋貸付事務は役場内に於いて取扱つて居たのであるが質置主が役場内で事務の取扱はれる事を忌避する傾向があつたので公益質屋法施行の翌昭和三年に於いて國庫の補助を得役場敷地に東接した敷地を購入し石造倉庫一棟を建築し次いで其の倉

庫前に一坪半の事務室を建築するに至つたのである。其の規模構造次の通りである。

道 路

坂元村公益質屋平屋面圖



- 敷地 六〇坪
- 事務所(木造平家建) 一坪五合
- 倉庫(石造平家建) 六坪

尙此の外に農業倉庫の一部を無償にて使用す。

事務所が比較的狭少である理由は公益質屋設置以來久しい爲め其の利用は公然と行はれ夜間、早朝の來訪なく、又農村の常として衣服其の他家具等の質物尠く尙當日取扱つた質物の整理に時間を甚しく要することもなく宿直するの要がないので單に貸付事務を執るを以つて足るが爲であり、又倉庫が割合に狭隘である理由は此の村に於いては農産物保管の爲に別に農業倉庫が利用せられてゐるので公益質屋に於いては農業倉庫が發行した米券に對する貸付が多いからである。

四、事業方法

(1) 貸付制限額 一口五〇圓 一世帯三〇〇圓

創業當時に於いては不動産貸付をも取扱つたので一口平均一八〇圓以上に及んだこともあるがその後條例を制定した際之を廢止した爲め質物として取扱ふものは衣類債券の如きものよりも米(上記の米券多し)雜穀等の如き比較的價格高きものが多數であるから貸付制限額を一口五〇圓一世帯三〇〇圓と規定したのである。

(2) 貸付利率 月一〇〇分の〇、八四

本村に於いては創業以來流質が全然ないので流質より生ずる損失を見込む必要もなく従つて經營は至極樂なもので最近に於いては右の如き貸付利率を以つて充分事務費及借入資金の償還利子等を支辨して尙餘りある程である。(收支狀況參照)

(3) 貸付期間 六ヶ月

一般的に見て米券の如きものを取扱ふ關係上貸付期間も相當長期とする必要があるのである。

(4) 貸付資金 約三萬圓

創業當初に於いては同村基本財産一五、〇〇〇圓及小學校基本財産二〇、〇〇〇圓を借入運用し後一五、〇〇〇圓返済し大正十二年に逓信省簡易保險積立金及大藏省預金部低利資金より夫々一〇、〇〇〇圓宛の融通を得、その後簡易保險積立金より融通せられた一〇、〇〇〇圓は之を返済し目下の處に於いては小學校基本財産二〇、〇〇〇圓及大藏省豫金部資金一〇、〇〇〇圓(但し昭和六年度末迄に七、〇〇〇圓償還せり)を貸付資金として運轉して居るのである。尙右資金の内小學校基本財産二〇、〇〇〇圓は大體豫備として借入れて置くもので事實上は目下の處一〇、〇〇〇圓内外の資金を運用して居るに過ぎないのである。

(5) 質物取扱時間 役場執務時間とす。

曩にも述べた様に同村々民は公然と公益質屋を利用し且その質物は米、雜穀等が多い關係上夜間に迄之を利用するものは殆んど無く従つて大體役場に於ける執務時間を以つて充分その目的を達し得るものである。

(6) 従業員 一名(俸給月額三〇圓)

五、利用状況

本村に於ける金融機關としては産業組合二及農業倉庫があるが産業組合は其の運用を誤り今日に於いては其の機能を發揮し得ない状態にあり又農業倉庫は逐年其の利用増加の趨勢に在るが其の範圍には自ら限度があり、更らに民間營利質屋に至つては公益質屋開設當時村内に之を營むものはの三戸あつたのであるが公益質屋は民間質屋に比し貸付利率低く期間計算に付いても質置主に有利な結果民間質屋利用者は次第に減じ遂に全部廢業するの已むなきに至り今日に於いては同村には營利質屋は一戸も無い有様である。最近の利用状況は次の通りである。

利用者	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度
勞働者	一五三	一〇五	八四	九一
俸給生活者	三	一四	一六	一八
小工業者	二二	三二	四〇	三〇
小商業者	四八	五三	一六〇	七〇
農業者	三三	三三	五〇九	二七四
漁業者	一	二	二二	一
其他者	六六	一三四	一三六	六九
計	六〇五	六七六	九六八	五五二

従つて本村に於いては公益質屋は今や唯一の庶民金融機關であつて、而も十餘年の久しきに亘る歴

史を有するものであるから村民は克く其の機能を理解し必要の都度何等他に憚る所なく公然と出入する有様であつて、殊に最近に於ける經濟界の不況の甚しい折柄或は納稅組合(本村には一六組合あり加入者三七〇名に及ぶ)の納金に利用し或は行商の資を得或は肥料代の借入等に利用する等村民の公益質屋より受くる利便は甚大なるものがあり其の結果村内の金融は比較的圓滑の状態に在るのである。次に創業以來の事業成績は次の通りである。

年 度	貸 付		辨 濟	
	口 數	金 額	口 數	金 額
大 正 九 年 度	一五四	二八、六四三	一	四
大 正 十 年 度	二〇	八六三	二	三六二
大 正 十 一 年 度	三六	一、八一四	三〇	一、〇六一
大 正 十 二 年 度	三〇三	二四、九二二	一五七	一五、四六三
大 正 十 三 年 度	四五〇	二四、七三六	二九四	二一、九二六
大 正 十 四 年 度	四一〇	二三、五五三	四二八	一九、四九八
大 正 十 五 年 度	四三二	二一、六八八	四七九	三〇、二九六
昭 和 元 年 度	四一四	一九、〇一六	三八五	一七、四九〇
昭 和 二 年 度	六〇八	一五、六六六	三九五	一七、三四三
昭 和 三 年 度	六七六	一二、〇六二	六三一	一二、三八五
昭 和 四 年 度	九七三	二一、四〇六	六九一	一三、六八三
昭 和 五 年 度	五五二	一一、一九四	七二五	一六、一四四

備考 一、大正九年度に於ける貸付は不動産貸付多きに依り一口平均貸付額多額なり。
二、昭和七年八月十八日現在に於ける貸付状況

貸付金額		内 譯	
八、〇五二圓二三(五〇〇口 二、九九七點)	米券貸付	四、五五五圓八七(一四二口 九六九點)	
	白米、衣服其他	三、四九六圓三六(三五八口 二、〇二八點)	
預 金	二〇、二三八圓六二(銀行預金利率六分)		
現 金	二九九圓四二		

三、米券貸付に付ては毎年度村會に於て其の割合を決定するものにして昭和五年度は石一七圓五〇、昭和六年度は石一二圓五〇なり。

六、流質物處分状況

本村に於いては公益質屋に對する村民の理解充分であるのと其の貸付に充分の注意を拂ひつゝある結果創業以來未だ一回の流質も無い。

七、收支状況

昭和二年度以降の收支状況次の如くで茲數年度間は借入元金の償還にも一般會計よりの繰入を必要としない状態である。

年 度	收 入	支 出	益 金
昭 和 二 年 度	二、九五五・〇四	二、三五六・〇六	五九八・九八
昭 和 三 年 度	三、二二六・六三	二、二三七・五七	九八九・〇六
昭 和 四 年 度	三、〇九四・〇八	一、九七二・六八	一、一二一・四〇
昭 和 五 年 度	三、五〇二・〇〇	一、七九一・〇〇	一、七一一・〇〇
昭 和 六 年 度	三、九八六・〇〇	一、七四二・〇〇	二、二四四・〇〇

備考 一、収入は主として貸付利子、預金利子其他である。

二、支出は主として給料、雑給、需用費、借入金利子等である。

之れ一に其の貸付に當つて最も確實で且流質の虞なき農業倉庫發行の米券に對する貸付に重きを置き尙その他の質物にしても流質の無い様經營上充分の注意を拂ひつゝある結果であると認められるのである。

八、宮城縣亘理郡坂元村公益質屋條例

- 第一條 本村ハ小資金融通ノ目的ヲ以テ公益質屋ヲ經營ス
- 第二條 公益質屋ニテ貸付ヲナスハ本村住民ニ限ル
- 第三條 質物ハ日用品家具衣類其他村長ニ於テ確實ト認メタル動産ニ限ルモノトス
- 第四條 病毒ニ汚染セラレタル物又ハ其疑ヒアルモノハ消毒後ニ非ザレバ入質スルコトヲ得ズ
- 第五條 貸付金額ハ質物見積價格ノ十分ノ七以下トス

但見積價格ハ別ニ之ヲ定ム

- 第六條 貸付金額ハ一口ニ付五十圓以下一世帯ニ付三百圓以下トス
- 第七條 貸付金ニ對スル利息ハ拾圓ニ付一ヶ月金八錢四厘トス
- 第八條 貸出ヲナス場合ハ質物ト引換ニ現金及入質ヲ證スル質札又ハ通帳ヲ交付ス
- 第九條 不可抗力ニヨリ質物滅失又ハ毀損シタル時ハ本村ハ其責ニ任セズ、但シ滅失ノ場合ハ債權全部ヲ毀損ノ場合ハ其債權全部若クハ一部ヲ拋棄スルモノトス
- 過失ニ因リ質物滅失又ハ毀損シタル時ハ其損害額ヲ賠償ス但シ賠償額ノ限度ハ其見積價格ヲ限度トス
- 第十條 鼠蟲害斑痕黴生變色ニ依ル損害ハ質入人ノ負擔トス
- 第十一條 流質期限ハ本契約成立ノ日ヨリ六ヶ月トス
- 第十二條 本條例施行上必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 但大正十三年十二月廿日發布ノ條例ハ施行ト同時ニ廢止ス
 昭和三年九月十四日議決ス

昭和四年四月十日ヨリ施行ス

二六

◎中津町質舗

所在地 岐阜縣惠那郡中津町大字中津川一、九四四番地
業務開始 大正十五年十二月一日

一、町勢概要

中津町は中央線中津川驛の所在地であつて、岐阜縣の東南惠那郡の東部に位してゐる。町の面積は七方里餘に渉り、人口は昭和六年末現在の調査に依れば、一萬八千五百三十四人を示し、戸數三千五百八十一戸、之を職業別に見れば、商工業が一、四三五戸で首位を占め、次位は農業の一、〇四九戸それから勤勞生活者及其他の一、〇九七戸といふ順序である。

町の財政は、昭和七年度一般会計豫算十三萬七百餘圓、特別會計豫算五萬三千四百餘圓、各計十八萬四千餘圓といふ状態である。一般会計十三萬餘圓の中税収入は七萬三千餘圓で其中特別税戸數割は四萬一千餘圓で總額の五割六分餘を占め一戸平均負擔額は十一圓四十錢となつてゐる。

町に於ける一ヶ年間の生産額は工業、農業、及び其他の産業を合せ七百萬圓内外の價格を示し、産業的地位としては縣下に於ける主要の町である。

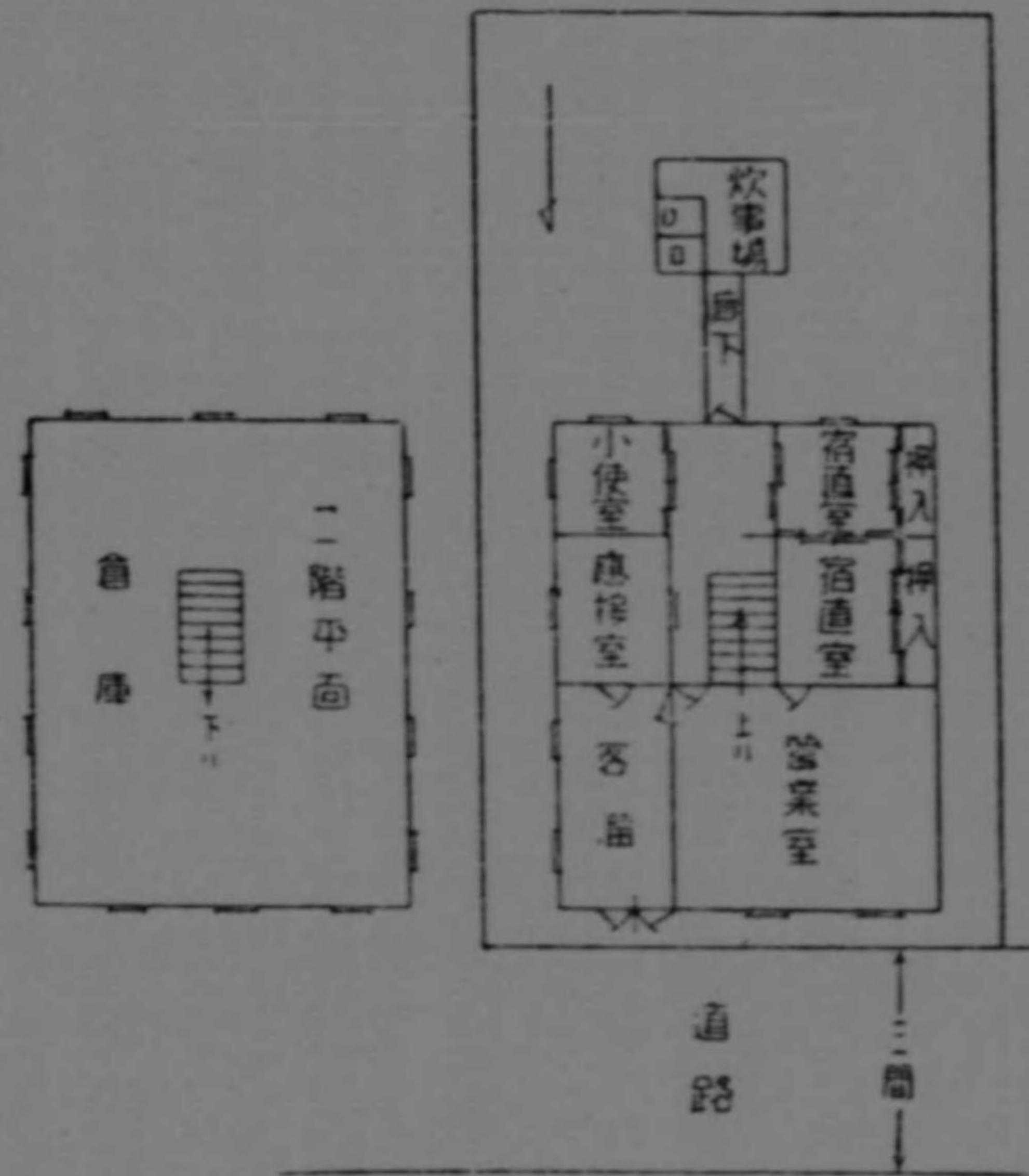
二、公益質屋設置の沿革

本町には樺太工業株式會社の製紙工場を始め規模の相當大きい製糸工場や鐵道關係の工場等があつて、之等の工場に従事する職工やその他勞働者の外、小商工業者、俸給生活者、日傭稼等小額所得者と認めらるゝものは總戸數の約六、七割の多數に上つてゐるのである。然るに之等中産階級以下の者の爲に金融の利便を圖るべき庶民金融機關は極めて不備であつたので、彼等が經濟的に受ける不便は非常に大なるものであつた。仍て町當局者は彼等の經濟を保護し、生活向上の希望と機會とを與へて生活苦への轉落を防止する爲に、公益質屋を設置して、本町に於ける庶民金融の整備を圖らうと企てたのである。併し乍ら當時の状況として社會事業は都市にのみ必要であるやうに一般に考へられてゐた際でもあり、殊に公益質屋の如き未だ多く其の例を見ない事業を町に於て經營するとしても、それが果して收支償ふて効果を擧げ得るか何うか。そうした危懼を抱き反對する者も尠くなかつたのであるが、町當局者は本町に於ける前記小額所得者の實情に鑑み、公益質屋設置の急務なることを提唱し輿論の喚起に努めた結果、遂に町會も其の設置に同意を與へたので、茲に大正十五年十二月一日を期し事務を開始し今日に及んだのである。

三、設備の規模

本町が此の事業を施行するに當り、設備等に就き既設公益質屋の状況を調査したのであるが、經驗

中津町質舗平面圖



のない事業であるので、事務所は最初の一年間、借家を以て之に充てることとした。其の間、業務上各方面に亘る利便を考へ、昭和三年現在の業務所を建設したのである。其の位置は、中津川驛より約六丁位、町の中央角家であつて、表通りは国道に面し、横通りは町道に沿ひ、裏口よりも出入出来る至極利便の地位を占めてゐる。建物は耐震耐火構造であつて、また防鼠防湿に意を用ひてあるので、質置主は安心して入質し得る等、地方に於ける公益質屋の設備としては、先づ完備に庶幾いものと云ふことが出来る。

その敷地面積坪数を示せば、

敷地	八〇坪	購入費	三、四〇〇圓
建物	鉄筋コンクリート二階建 間口五間奥行六間半	延六五坪	建築費 一三、八〇〇圓
内	階下 三二坪五合 階上 三二坪五合	事務室、 倉庫	應接室、宿直室、小使室

設備費は、前記敷地購入費及建築費の外、初度調辨費六〇〇圓、合計一七、八〇〇圓を要し、内國庫より八、九〇〇圓の補助を受けてゐる。

四、事業方法

本質舗に於ては次の様な事業方法に依り業務を執行してゐるのである。

(1) 貸付制限金額 一口に付五〇圓 一世帯に付 一〇〇圓(但し生業資金三〇〇圓)

昭和二年十二月二十二日迄は、一口に付一〇圓、一世帯に付五〇圓を限度として貸付してゐたのであるが、庶民金融事情、殊に小商工業者の資金を得るに困難なる實情に鑑み、制限超過の認可を受けて昭和二年十二月二十三日から、一口に付五〇圓、一世帯に付一〇〇圓まで貸付し得ることとし、次で昭和七年二月認可を受け、生業資金に限り一世帯三〇〇圓迄貸付することにした。

(2) 貸付利率 月百分の一、二五

(3) 流質期限 四ヶ月

(4) 貸付資金 三〇、〇〇〇圓

大正十五年十一月、大蔵省預金部より低利資金二〇、〇〇〇圓を借入れ之を以て業務を開始したのであるが利用者多く資金に不足を告げたので昭和四年度に於て貧困兒童就學奨励資金五、〇〇〇圓を繰入れ、越へて昭和六年十一月大蔵省預金部より更に一〇、〇〇〇圓を借入れて前記の繰

入金を拂戻したので現在貸付資金としては三〇、〇〇〇圓である

- (5) 質物出入時間 午前十時より午後八時迄
 (6) 従事者 主任書記一名、助手一名

公益質屋事業の効果を擧ぐるためには、何物よりも第一に従事者其の人を得ることが極めて重要なことであるから質屋設置前に各方面に亘り物色した結果、質物鑑定と事務處理の兩方面に亘り経験ある適任者を得たので之を採用したのである。此の主任書記は、助手と共に事務所に住込んで、執務してゐる。流質物公賣日、其他多忙の季節には、役場吏員を派遣して事務を援助せしむることにしてゐる。尙従事者に對する待遇を擧ぐれば、

主任書記 給料月 六四圓
 助手 手當月 五圓

この外に賞與は年六〇圓、宿直賄一夜に付十錢

五、利用状況

本町には銀行三、信用組合一、營利質屋一あるが、經濟界の深刻なる不況の爲、右銀行中二箇所は昭和六年八月より支拂を停止し休業中であり又信用組合は貸付固定して新規貸付の餘力乏しく、營利質屋も亦同様であつて、本町に於ける金融機關は殆んど梗塞の状態である。従つて小額所得者階級の

金融は、一に公益質屋を利用するより他に適當の途がない有様である。即ち本町質舗の利用戸数は、昭和七年八月二十日現在に於て一千三百九十五戸であつて全戸数の約四割に當り又一ヶ年間の利用人員は、四千人内外に達してゐる。職業別利用状況に就て見るに勞働者は最も多く一千餘人、次は小商人、小工業者、俸給生活者、農業者の順である。質物の種類は、衣類、裝身具、家具、債券の順序である。

本質舗が業務開始以來、利用者常に多數であるのは、其の貸付が普通個人間の貸借のやうに費用と手数とを要せぬ事、簡易敏速に資金を調達することが出来る事、而も利率低く利子の計算其他に於て質置主に有利であつて、且つ入質物は完備せる倉庫に格納せられ少しも不安のない事等、營利質屋に優つてゐる點が多い事が充分に認められたからである。次にその利用の内容に就き具體的狀況の一、二を擧ぐれば(一)吳服商の如きは夏期には冬物商品を入質し、冬期には夏物商品を入質して金融を圖つてゐる。此の例は獨り吳服商ばかりでなく、他の小商工業者に於ても其の商品、又は製作品を一時入質して金融を圖ると共に、品物の保管に對して安心をおくことが出来るのである。(二)古物商の如きは書畫骨董品を入質し、必要の際には客を本質舗に伴ひ來つて現品を熟覽せしめたる上取引を爲す者もあるのである。

右に述べたやうに今や本町の公益質舗は、町内小額所得者階級唯一の金融機關として社會的經濟施

設の使命を盡しつゝあるのである。次に業務開始以来の貸付額等は次の通りである。

年 度	貸 付		一口平均	辨 済 金 額	年 度 末 貸 付 現 在 高
	口 數	金 額			
昭和元年(自元年十月至三年三月)	一、三四五	一五、二三七	一一・九二	二、五九四	一二、六四三
昭和二年	三、五六五	二八、八〇七	八・〇八	二二、三四三	一九、一〇六
昭和三年	三、一九六	二〇、九八〇	六・五六	二〇、六三三	一九、四五四
昭和四年	三、八四九	二五、五一九	六・六三	二三、九二七	二一、〇四六
昭和五年	四、二二八	二四、一一九	五・七〇	一九、二〇〇	二五、九六五
昭和六年	三、七七一	一八、一二四	四・八〇	一九、一八二	二四、九〇六

六、流質物處分と残餘金

經濟界の不況が益々深刻になつて行くに従ひ流質物は毎年度増加の傾向を示してゐる。此の流質物處分の如何は常に公益質屋の經營上影響あるばかりでなく、公益質屋法第十三條第一項の規定に依り質置主の利害にも亦至大の關係があるので、本町質舖では夙に之が處分方法について研究を爲し、月の十五日を流質物處分定日として一般に周知せしめ、毎月之を勵行し來つたのである。そのため今日では、殊更周知の方法を爲さなくとも、月の十五日には遠近を問はず、多數の購買者が集つて來るやうになつたので處分價格も自然競争的になり有利に賣却することが出来るやうになつた。従つて其の賣却代金より元金及利息に相當する金額並に手数料を控除しても尙殘餘金を生ずる場合は少くないの

である。即ち昭和二年度以降同六年度迄に、四百九十人に對し殘餘金の交付額は三百七十圓に達してゐる。今各年度別流質物處分狀況を示せば次の通りである、

年 度 別	流 質 物		流 質 物 ノ 賣 却		流 質 物 賣 却 處 分 依 據 額	質 置 主 へ 交 付 金 額	同 上 人 員	一 人 一 對 最 高 最 低	
	口 數	點 數	賣 却 代 金	手 數 料				人 員	最 高
昭和二年度	六四〇	一四五	五五九・二七	四一・〇六	—	二六・三七	三四人	九・七五	〇・〇二
昭和三年度	一八四	四五五	一、〇五一・四九	五〇・八六	—	一一・七六	二〇〇	七・五〇	〇・〇二
昭和四年度	二〇五	六六六	一、三八・六四	六七・五六	四・七四	一六・〇二	一七四	一一・八五	〇・〇二
昭和五年度	二〇〇	七二七	一、九四三・〇八	三〇・一四	六〇・五五	三〇・〇九	九	八・〇一	〇・〇二
昭和六年度	五三五	一、四九五	三、〇六六・四三	二六・二四	八九・〇二	三九・二七	九九	四・二〇	〇・〇二

七、收支狀況其他

公益質屋の經營は貸付利子及雜收入を以て事務費及借入金の利子其の他を支辨して行くことの出来るのが經營上望ましいことである。其の意味から見て本質舖の經營は割合に良好であることは次に示す收支狀況に就て見るも之を知ることが出来るのである。

年 度 別	收 入	支 出	差 引
昭和元年度	九一四	一、三〇八	不足
昭和二年度	三、二四八	二、八六五	三九四

年度別	収入	支出	差引
昭和三年度	二、八六七	二、九四三	不足
昭和四年度	三、〇六三	二、五九六	残
昭和五年度	三、一六八	二、六二二	残
昭和六年度	三、〇三四	二、六〇七	残
			七六四

備考 収入は貸付金利息、流質物処分手数料、一時預金利息を掲げ支出は事務費及借入金の利息を計上せり。

即ち昭和元年度と昭和三年度とを除いて、他は毎年度相当の残金を舉げてゐるのである。猶その他
 の経営状況に就き観るも、之が利用者は本町の殆んど各種産業に涉り、その利用の目的は、當に私
 済に於ける消費方面に對する流用のみに止まらず、小商工業者等に取りては、生業資金として生産方
 面に流用してゐるのである。尙町當局者は農業者の金融の爲め今後米、麥、豆類、木炭の如き生産物
 を質物として取り、以て公益質屋に對する利用の範圍を擴大せしむる計畫であるといふ事である。以
 上説明したやうに、本質舗の成績が割合に良好なる結果を齎すに至つたのは、一に町當局者が質舗經
 営に對して鋭意努力を拂つた結果であつて、社會政策的經濟施設の發達上、實に喜ばしい所である。

八、中津町質舗事業成績

一、貸付状況

區別	昭和元年度 (自元年十一月 至二年三月)		昭和二年度		昭和三年度		昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度	
	口數	點數	口數	點數	口數	點數	口數	點數	口數	點數	口數	點數
勞働者	三三	一〇	一〇〇	三三	八七	一一〇	一一〇	一三三	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
生活者	八六	四七	三六六	九三	三三九	八七	五五五	四六五	四六五	三七三	三七三	三七三
小工商業者	二二	一〇	四九	二二	三〇八	五〇二	六〇二	六〇六	六〇六	五五五	五五五	五五五
小農業者	三三	一三	八八	三二	二九九	三〇〇	六五九	八二九	八二九	七四六	七四六	七四六
漁業者	一	一	三二	一	二九	三三	三三	三三	三三	五二	五二	五二
其他	一、三四	一〇	三、五六	四二	五二七	三、八九	七〇四	三、八四九	四、三八	五八七	四、三八	三、七六八
計	一、三四	一〇	三、五六	四二	五二七	三、八九	七〇四	三、八四九	四、三八	五八七	四、三八	三、七六八
債券	四〇	一〇	九三	三二	八七	一一〇	一一〇	一三三	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
家具	四七	一〇	一〇〇	三三	七六	一一〇	一一〇	一三三	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
装身具	一九五	四二	三九八	七三	五〇八	五〇二	六〇二	六〇六	六〇六	五五五	五五五	五五五
衣類	九七七	二二	二、八六七	五〇五	三九八	四一三	四一三	四一三	四一三	四一三	四一三	四一三
其他	四、六三	六二	一〇、三三	五八	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三
計	一、三四	一〇	三、五六	四二	五二七	三、八九	七〇四	三、八四九	四、三八	五八七	四、三八	三、七六八

區別	昭和一元年度 (自元年十二月 至二年三月)				昭和二年度				昭和三年度				昭和四年度				昭和五年度				昭和六年度			
	賣口	却口	貸付元金	代金	賣口	却口	貸付元金	代金	賣口	却口	貸付元金	代金	賣口	却口	貸付元金	代金	賣口	却口	貸付元金	代金	賣口	却口	貸付元金	代金
流物	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	
分處	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	
タシ	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	
ノ	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	
モル	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	
法第十三條第一項ニ依ル質 置主ニ交付スヘキ殘餘金額	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	

九、中津町質舖使用料條例

- 第一條 本町質舖ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ本町在住ノ小額所得者ニ對シ質物ヲ徴シ資金ノ融通ヲ爲ス
- 第二條 質物ハ町長ニ於テ適當ニシテ確實ト認ムル動産ニ限ル
- 第三條 貸出金額ハ質物ニ付町長ニ於テ爲ス評價額ノ十分ノ七以下トシ一口金五拾圓一世帯金百圓ヲ限度トス
- 但シ生業資金ニ關スル貸出金ノ一世帯ニ對スル限度ハ金三百圓トス
- 第四條 利子ハ月一分二厘五毛以内トシ月ヲ以テ之ヲ計算ス

- 第五條 流質期限ハ四ヶ月トス
- 第六條 貸出ヲ受ケントスル者ハ入質物ヲ提示町長ノ承諾ヲ受クヘシ
- 第七條 削除
- 第八條 質置主ハ流質期限前何時ニテモ借受金ヲ分割償還スルコトヲ得
- 第九條 分割償還ヲ受ケタルトキ質物ノ一部ヲ還付スルコトアルヘシ
- 第十條 削除
- 第十一條 削除
- 第十二條 削除
- 第十三條 削除
- 第十四條 天災地變盜難鼠害班痕變色其ノ他本町ノ責ニアラサル事由ニ依リ質物滅失又ハ毀損シタルトキハ本町ハ其ノ責ニ任セス但シ天災地變若ハ盜難ニ依リ滅失シタル場合ハ其ノ債權ノ全部ヲ毀損ノ場合ハ其ノ債權全部又ハ一部ヲ拋棄ス
- 債權ノ一部ヲ拋棄スル場合ニ於ケル拋棄金額ハ町長之ヲ定ム
- 第十五條 過失其ノ他本町ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ質物滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ損害ヲ賠償ス

前項ノ賠償額ハ貸出金ノ一倍半ヲ限度トシ町長之ヲ定ム
 第十六條 質物及帳簿ハ秘密ノ取扱トス
 第十七條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項及施行期日ハ町長之ヲ定ム
 (大正十五年十一月二日内務省岐地第一二一號許可)

◎堂島村公益質屋

所在地 福島縣耶麻郡堂島村大字四奈川字西鏡召五五七番地
 業務開始 昭和三年十一月二十五日

一、村勢概要

(一) 地勢、耶麻郡堂島村は、福島縣の西部會津盆地の底部に位する平原に在り、面積一千二百九十
 八町六反歩を占め、蓮葉の形狀を爲してゐる。水利の便があるので、水田が村の大部分を占め、南部
 一帯は畑地として桑園の適地である。
 (二) 人口及産業、昭和七年九月現在に於て戸數五四三戸、人口三、七四五人を示し、之が四奈川、吉
 沖、大田木、會知、天沼、遠田の六大字に分れてゐる。總戸數五四三戸の中、四六九戸即ち約九割は
 農業に従事し其中二五三戸が養蠶戸數である。

耕地所有反別並に耕作反別の廣狹に依り農家戸數を見れば、次の割合を示してゐる。

耕地所有反別ヨリ見タル モノ 耕地耕作ノ反別ヨリ見タル モノ	五反未満 一六戸 六三戸	五反以上 五六戸 七五戸	一町以上 一一八戸 二六〇戸	三町以上 四五戸 七一戸	五町以上 一二戸 一	十町以上 二戸 一	五十町以上 一	計 三八九戸 四五六戸
---	--------------------	--------------------	----------------------	--------------------	------------------	-----------------	------------	-------------------

耕地所有の關係より見れば、五反未満のもの最も多く、又耕地耕作の關係より見れば、一町以上三
 町未満のものが最も多い。更に自作小作の別を見れば

職業別戸數 (昭和七年四月一日現在)

	専	兼	業	計
自作	八一戸	二戸	八三戸	
自作兼小作	一七八戸	一三戸	一九一戸	
小作	一六〇戸	六戸	一六六戸	
其他	五戸	九八戸	一〇三戸	
計	四二四戸	一一九戸	五四三戸	

農業を専業とするものの中、自作兼小作最も多く小作が略之に近い。

耕地の所有關係で留意すべき點は、他町村の地主又は豪商の所有に係る本村の土地面積が意外に多
 いことである、要之本村は貧農が大部分を占め富農少く従つて生産力に關しては必ずしも貧弱と謂は

れないのであるが矢張貧弱村と認めなければならぬのである。

(三) 財政、本村の昭和七年度歳出豫算は經常部二三、九七二圓臨時部三、五四〇圓計二七、五二二圓で歳入豫算は稅收入一八、二五四圓、稅外收入九、二五八圓、である。村稅中特別稅戶數割の稅額は八、八七四圓で其の一戸平均負擔額は十七圓餘であるから輕いとは言ひ得ない。

猶租稅滯納額は昭和六年度に於て國稅三一、九圓縣稅九、八八〇圓餘村稅八、六九五圓の多額に達してゐるのみならず、小學校建設の爲の村債が延滞現在額に於て元利金二萬五千三百餘圓に上つてゐる狀況等を見れば本村の財政狀態は良好では無いと認められる。

(四) 村民の生活狀態

(イ) 沿革 本村は舊幕時代には會津藩主松平氏の直轄領であつた、本村の日橋川岸に藩の米倉があつて藩の北部一帯から集る上納米が此の米倉に收納せられ、其處から阿賀川を舟便にて新潟港まで搬出されたものであつた、當時の農民は嚴重に定められた規範の下に生活しなければならなかつた。寒國であつても百姓の身分として、足袋の使用さへ禁ぜられて居たのである、而も耕地の所有が勿論、耕作の自由も與へられず、毎年耕作開始の者には、勞役の田地が各人に其都度割當てられ、秋の收穫には、上米は全部之を強制徵收され、村民自身の食料としては、屑米が供せられたに過ぎなかつた、且村民の他郷移出は因より嚴重に禁ぜられて居た。

封建經濟崩壞後は一般農村と同じく全國的景氣不景氣に生活を支配せられ、歐洲大戰當時の好景氣の襲來にも我國一般の例に漏れず、村民の生活程度を劃期的に向上せしめた、此の好況熱に依り借金を爲して暴騰せる田地を買入れるもの、若くは泡沫會社の株券を買入れて株主になるものもあつて、自轉車を持つのも一つの流行となり、從來の菅笠の使用が廢されて麥稈帽に代へられ、又は草取にはゴムサックが使用せられるやうになり、従つて冠婚葬祭の用具が華美になり、生活程度は著しく向上し家計費等の膨脹を見るに至つた。

然るに近年不況時代の到來は、村民の收入に對し甚だしき打撃を與へたのである、殊に昭和五年度の農業恐慌に依り極度の減收を見るに至つた、而も好況時代に田地を抵當に、若くは種々の苦心に依りて借入れた負債の償還期が不況時代と共に到來して來たのである、此の負債の償還が本村民現下の最大の悩みの種となつて居る、一方、一度向上した生活程度の費用が容易に緊縮されずに居るため、收入の激減に際し、農家經濟をして收支の償はぬ困憊狀態に陥らしめて居るのである。

(ロ) 生産と收入との關係 本村に於ける産業の主なるものは、米作の一萬五千餘石と、繭の七千三百餘貫とである、之に次ぐものは大豆、大麥、柿等の生産物である。

(ハ) 農家の生活費、之を確實に知るべき資料は無いのであるが、村當局に依りて推定せらるゝ所に

依れば、農家一戸當りの年収入は最高二、〇〇〇圓より最低一〇〇〇圓であつて、年支出は一戸當平均五〇一圓の見當である。

(二) 負債、個人の負債に關し調査したる所に依れば、全戸數五四三戸に對し負債を有せざるものは僅々二七戸に過ぎない、他の五一六戸は一戸平均一千二百餘圓の負債を有して居る、其借入先を見るに

個人負債調 (昭和七年九月現在)

借入先		總額	一戸平均額	借入先		總額	一戸平均額
銀行、會社	一八五 <small>千円</small>		三四一 <small>円</small>	金業者	一〇〇 <small>千円</small>		一八五 <small>円</small>
信用組合	三六		六六	其他	三一〇		五七三
國、縣、低利資金	三五		六五	計	六六六		一、二二九

備考 此他に貝沼、遠田部落の住民は、耕地整理組合より十一萬圓の負債あり

(ホ) 農民の困窮状態 収益の減少と負債額が斯く巨額に達して居るので、租税公課の滞納も多額に上つて居るのであるが、村内の窮乏が著しいので村税徴収に於ては昭和五年度より滞納處分は之を中止して居る有様である、當村民にして衣食住の費用に充當する通貨の得難いもの二三戸六十二人、學用品等に對する窮乏のもの二三戸兒童二十四人、食料米を有せざるもの三五二戸千八百

七十人に達して居る様な状態であるから昭和二年以來窮乏特に著しいものには村税特別戸數割を免除し五年度には三〇戸、六年度には二四戸を算してゐる。

(五) 金融状態

本村に於ける庶民金融の機關は左の通である。

(1) 信用組合 大正二年に月掛貯金會を基礎として成立したもので、昭和六年度に於て組合員二二六人、出資口數二九七口、出資金一萬四千九百五十圓、貯金二千五百六圓、貸付金一萬四千二百十三圓であるが、融通餘力は豊ではない。

(2) 農業倉庫 購買販賣組合の經營に係り、農業倉庫證券を發行し、寄託物時價の八割以内にて貸付を行つて居る、昭和六年度中の貸付額は六千六百十圓といふ状態で未だ活動力は充分で無い。

(3) 郵便局 之れは會知郵便局と稱し無集配三等郵便局である、貯金額に對し口數の多いのは、學校兒童の零細なる貯金を含む故である、昭和四年度、五年度、六年度の過程に於て貯金口數は、四、八四八、二、六九〇、二、〇七一に漸減し、從つて貯金額も三〇、九二六圓、二七、〇四〇圓、一六、三六四圓に漸減して居る、拂戻額も同年次に於て三五、七三八圓、二七、二三三圓、一八、七〇三圓に漸減して居るが、各年次に於ける拂戻金額は預入金額よりも多い點を注意せねばならぬ、斯る場合に於ける貯金の性質は、拂戻に依る纏つた金額の融通を得んが爲の預入口座であつて、

郵便局を以て銀行の預金機關に代置するものである、之れに依つても本村に於ける金融機關の乏しいことを知り得られる。

(4) 其の他の金融機關としては、村民は地主、肥料商、其他の商人等民間の金融能力を有するものに就き、叩頭して個人的貸借關係を結ぶのであるから、其の利子の高率なることは云ふまでもな
50

(5) 營利質屋 公益質屋設置以前より本村に營利質屋が一軒あるが、之れは雜貨商が兼營して居るので、倉庫の設備の不完全なると、運動資金の少額なるとに依り、庶民金融の施設として充分なる機能を發揮し得ぬことは謂ふまでも無い。

村民は前述の如き不満足なる金融機關に依つて、金融を受けて來たのであるが、現下の不況の程度が豫想外に甚だしいので、是等の機關に依る金融の途は殆んど梗塞して居る状態である、従つて金融の必要に迫られた場合は、結局親類關係を頼り、一時を糊塗して居る有様であるから、從來本村には自作農が比較的多かつたにも拘らず、其の没落するもの多く悲惨な現状である。茲に於て公益質屋の存立は、庶民金融機關として重要な使命を有するものと謂はねばならぬ。

二、公益質屋設置の沿革

農村に於て一時に比較的多額の通貨を必要とする肥料の購入及納税等の場合或は冠婚葬祭費等不時

の需要の場合に於て本村には適當の金融機關無きため、高利貸は斯る機會毎に細民の膏血を絞り、僅少の金融の場合にも高歩の利子を徴する有様であつたから、村民經濟の疲弊は益々其の極に達し、従つて村財政の建直しの如き、殆んど不可能なる如き感があつたのである、斯る經濟慘狀に直面したる本村長江花豊次氏は、之れが救済の方途に就き考慮したる結果、低利の質屋を計畫し之に依り村民の金融に對し幾分にも其の緩和を講じやうとしたのである、會々宮城縣亶理郡坂元村に公益質屋の經營せられて居る旨を聞知し、親しく經營狀況を視察したのである、其の結果、公益質屋の經營には、猶大に考慮を拂ふべき餘地あることを知つたのであるが併し經營にして其の宜しきを得ば農村の金融に利する所頗る多きを認め愈々之が施設を具體化する決心を固めたのである。

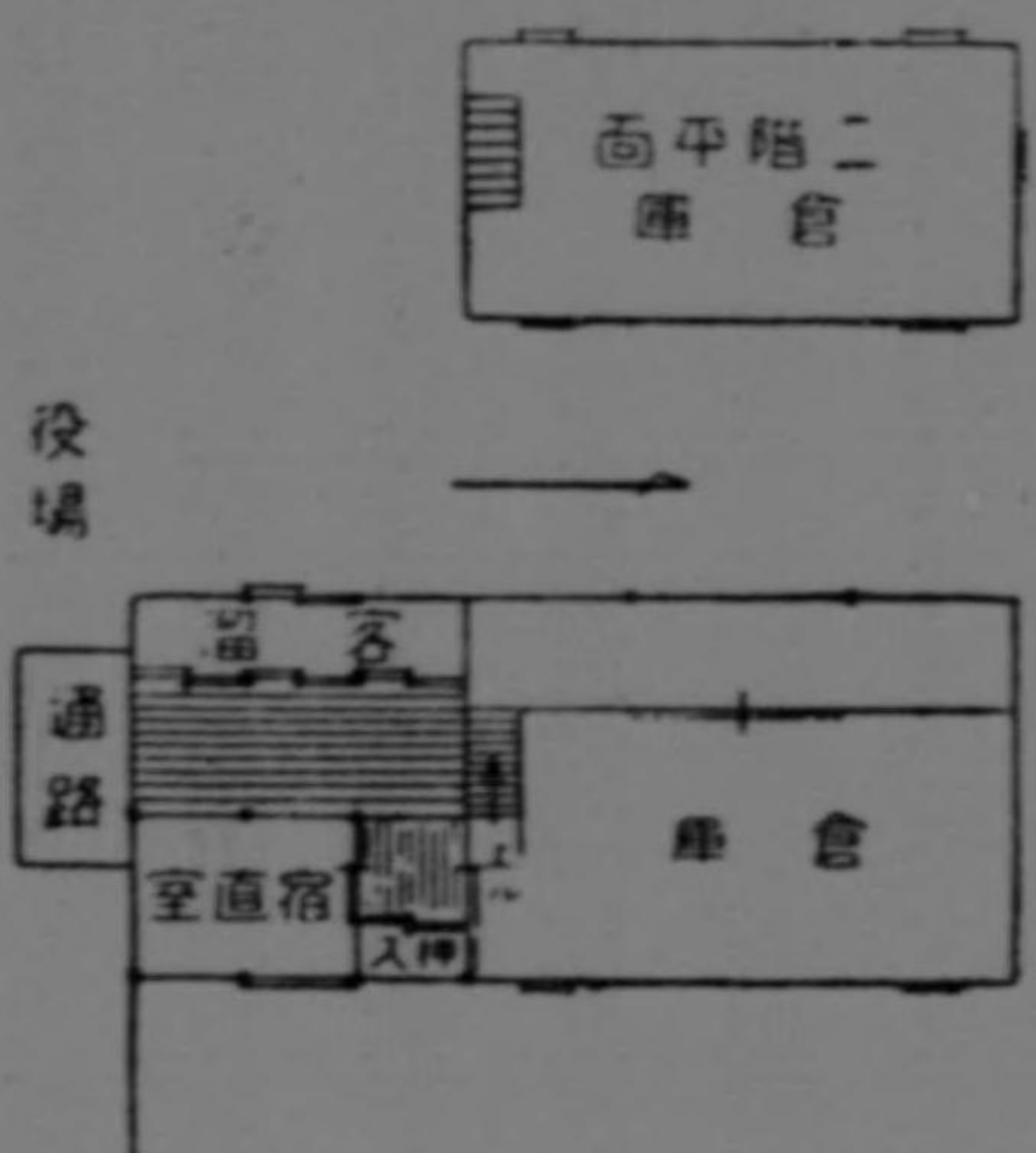
時恰も昭和二年三月公益質屋法が制定せられたので江花村長は其の機至れるを幸とし之れが設置に要する資金借入等に關し縣當局と打合せたる所多額の村債を有する本村に於て此の上借入金に依る公益質屋の經營は考究を要すとして難色があつたので村長は設置の必要を力説し或は社會局に出頭して設置上に關し指示を受け縣とも協議し昭和三年四月本村公益質屋設備計畫の認可申請を爲すに至り遂に同年十一月二十五日より業務を開始することが出來たのである。

三、設備の規模

本村公益質屋設備の規模及創設費は左の如くであつて分庫の設備規模に就ては別項分庫制度の項に

挙ぐることをする。

堂島村公益質屋平屋面圖



	(一)	(二)	(三)
事務所	本造平家(下屋共) 一五坪五合	宿直室、事務室其他	
倉庫	鐵筋混凝土造二階建 延二五坪	下屋 五坪	
創設費	(設備計畫認可申請當時ノ豫算高)		八、九二八・一一
事務所建設費	一、三四六・一〇		
倉庫建設費	六、六五一・〇一		
設計監督費	二九〇・〇〇		
初度調辨費	六四一・〇〇		

四、業務の概要

本村公益質屋は質置主の便宜を計る爲め本庫と分庫とに分ち業務を取扱つて居るのであるが分庫に關することは別項で説明することとし茲には本庫に於ける業務に就て概説する。

(1) 貸付制限金額

公益質屋法第四條の規定に依る一口に付十圓一世帯に付五十圓以内の貸付にては村民の公益質屋利用上遺憾の點が尠くないので業務開始當初より同條但書に依る認可を受け貸付制限額を一口に付二十圓一世帯に付百圓として貸付を爲してゐる。

(2) 貸付利率 月百分の一・二五

(3) 流質期限 四ヶ月

(4) 貸付資金 一〇、五三六圓

貸付資金は昭和三年創設當時借入れたる低利資金壹萬圓の中五千五百餘圓と昭和五年に借入れたる同資金五千圓とを充當してゐる。昭和四年度には貸付資金に缺乏を感じ村の救荒豫備金二千圓を流用したことがある。

(5) 従業員及び其の報酬

管理者たる村長の外左の従業員が業務に従事してゐる。

會計一名(收入役兼掌) 手當月一圓

本庫庶務主任一名(役場吏員兼務)手當月二圓

(6) 質物の出入時間

本庫は毎日午前九時より午後四時迄

(7) 質物の種類

質物の種類としては都市の質屋に於て質物の大部分を占める家具、衣類、貴金屬等の外農産物及農具が寧ろ過半數を占めてゐる事は農村の質舗の特色として注目し値するものである、農具は多くは其性質上季節的に使用期間に限らるゝものであり且小農に取つては極めて貴重なるものであり而も保存上特に注意を要しないから質物としては適當且確實なるものといふ事が出来る、農産物では粃米が大部分を占め玄米も多少入質せられる。質物たる粃米は販賣用のものではなく食用米であるといふ事は農村質舗の機能を物語るものである、今日小農の大きい惱は端境期前に於ける食用米の不足といふ事である、出來秋に際して前借した肥料代金の支拂、租税の納入等の爲に收穫米の中食用米として留保しなければならぬもの迄止むを得ず安い相場で賣拂て翌年五、六月頃に至り所謂さつき米として高い米を買つて食ふといふ慘状を見る所が尠く無い従つて必要なる食用米を農村内に留保して置く事は農民の生活を確立する上に最も必要である事は屢々農政學者に依つて論ぜられて

ある、今本村質庫に於て行はる所は右の問題の全部といはざる迄も一部を解決するものと思はれる。尙米であるから貯藏の點を考慮しなければならぬが、販賣用米ではないから玄米にする必要はない、粃米ならば農業倉庫の如き防濕防虫の嚴重なる設備は遙かに緩和し得る、次には倉庫の容量の點であるが本村は之を後述の如く分庫の設置に依り解決し得てゐる、他村に於ても有志其人を得るならば容易に行ひ得る事である。

粃米に對する貸付金額は本村に於ては十二貫俵に對し三圓五十錢位の程度であるが流質の虞は殆んど無く極めて確實なる質物であるから尙金額を高めて入質者の便宜を計り得る餘地もあるであらう。

尙後述の如く本質庫に於ては流質が極めて稀であるのは質物の過半數が右の如く農産物である事に由るものであるが、衣類貴金屬等に就ても本村の村民は極めて之を愛惜する情深く市場に於ては價値の無い物でも流質せしむる事は殆んど無いのであつて、農村質舗を論ずる者は屢々質物の點に於て農村には公益質屋の設置困難なりとなすのであるが敍上の諸點を考究する時は農村質舗は都市の質舗とは異りたる見地より研究する必要があると思はれる。

(8) 質物の評價及び貸付限度

村長質物の評價を爲し其評價額の七割以内にて貸付ける。

(9) 利用状況

本村には銀行及其支店等の機關なく、僅かに信用組合及農業倉庫を經營せる購買販賣組合並營業質屋一軒あるに過ぎない、従つて多くの場合に於て金利の高い地主、肥料商、有力家等個人との貸借關係に頼る外無かつたのであるが公益質屋が開設さるゝや利用者多く壹萬餘圓の貸付資金は年中殆んど貸出しとなる状況である。而して利用者は殆んど農業者であつて其の質物は稗、大豆等の穀物が大部分を占めてゐる。

(10) 流質状況

昭和四年度に於て四口、貸付元利金六十二圓餘昭和五年度に於て七口、貸付元利金八十九圓餘の流質ありたるも賣却の結果(昭和五年度分一部處分未済あり)元利金相當額の収入があつたので損失を免かれたのである。

(11) 公益質屋と營利質屋との關係

本村大字會知に先祖代々の營業質屋が一軒ある。雜貨商を兼營してゐる昭和六年(自一月至十二月)の事實に付その營業成績を見ると、入質に於て其の總口數四五九總金額一、五三四圓九三錢、之が一月平均は口數三八二、金額一二七圓九一錢となり一口平均金額三圓三四錢である。受質に於ては總口數三五五、總金額一、二九〇圓二五錢で、一月平均は口數二九・六

金額一〇七圓五〇錢となり一口平均金額三圓六三錢である。而して貸付金額は一口最高十五圓、最低四十錢となつてゐる。不況の影響により營業成績はかなり打撃を蒙つて漸次不振の状態になつてゐる。勿論公益質屋の出現により多少打撃も認められるがその直接の影響は著しく認められない。其の理由は元來本村の如き農村に於て先祖代々の質屋に對しては、利用者との間に種々情實關係もあり、爲めに營利質屋の利用者に餘り變更を見ないのと營利質屋の利用者の範圍は大字會知を中心に本村の南西部に限られ、公益質屋の利用者は本村一圓に及ぶ爲めとである。

五、收支状況

本村公益質屋の收支は之を特別會計と爲してゐる。決算に依り經常的収入支出即ち収入に於ては貸付金利息、支出に於ては事務費並公債利息に就て之を見れば次に示す通りである。

収入之部

科 目	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度
貸付金利息	三七九・二五	九四四・二九	一、一三七・〇五	九九七・五六
貸付資金一時預金利息	三七九・二五	四九・三三	四・一〇	・九三
計	三七九・二五	九九三・六二	一、一四一・一五	九九八・四九

支出之部

科目	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度
給料及雑給	八一・〇〇	一五六・〇〇	一六六・〇〇	一三四・〇〇
需用費	五一〇・〇五	一二七・〇〇	三五・三八	九四・二〇
公債利子	三五五・六一	四五一・八〇	四三七・〇三	六二七・二三
雑費			一五・〇六	
計	九四六・六六	七三四・八〇	六五三・四七	八五五・四三
収入				
支出				
差引	不足 五六七・四一	残 二五八・八二	残 四八七・六八	残 一四三・〇六

右の中昭和三年度の缺損は創設の年度であつた爲充分の貸付を爲すこと能はず、従つて利子の収入が尠く一面支出に於ては設備の爲需用費中備品購入費を要したるに由るものであるが、其の他の年度に於ては相當の残金を擧げてゐるのである。本村公益質屋が如斯堅實に經營せられてゐるのは一に村民の理解に基く公益質屋の利用が相當多いこと、今一つは本庫及分庫に於ける従業員等が奉仕的に業務に従事して經常費の節約を期して居るからである。

六、分庫制度

(1) 分庫の設置

質置主の便宜を計る爲には可成公益質屋の設置箇所数を多くすることが必要であることは論なき所であるが、一村内に數箇所を設置することは設備費は勿論經常費を要するので實現困難である。乍併一箇所とするときは質置主たる村民は遠くは一里乃至二里の地より質物を持參する事になるが

其の質物が債券とか装身具とか云ふ様なものなれば兎も角農村としては穀物類が質物として主なるものであるから、之等重量ある質物を遠距離より運搬して入質すると云ふことは實際上困難である。そこで色々研究の結果考へ付いたのが公益質屋の分庫制度である。

本村には六大字があるので、其の大字毎に一分庫を設置することとした。分庫の数は少しく多過ぎる感があるが、各大字部落間の地方的事情もあり且つ分庫としての設備に要する經費が僅少で済むので遂に次の様に六箇所に分庫の設置を見るに至つたのである。

分庫名	所在地	主任
會知分庫	大字會知字大町甲拾八番地	江花政行
天沼分庫	大字天沼字具沼貳千百七番地	福知熊次郎
遠田分庫	大字遠田字上屋敷參百四番地	湯淺和吉
吉沖分庫	大字吉沖字西村千四拾六番地	大竹孫市
四奈川分庫	大字四奈川字能力甲貳拾五番地	佐藤勇三
大田木分庫	大字大田木字堀田參千參番地	邊見定八

尙右の外昭和四年四月下遠田分庫を増設したが都合に依り翌五年七月廢した。

(2) 分庫の設備と従業員

倉庫は大字内有力者の土藏を一箇所平均年五圓の賃借料にて借入れて之れに充當してゐる。その

規模等は次の通りである。

會知分庫	間口貳間半奥行參間半二階建土藏
天沼分庫	間口參間奥行六間二階建土藏
遠田分庫	間口貳間半奥行五間半二階建土藏
大田木分庫	間口參間奥行六間二階建土藏
吉沖分庫	間口參間奥行六間半二階建土藏
四奈川分庫	間口參間半奥行拾間二階建土藏

事務室としては各分庫共別に之を設けず分庫主任者住宅の一部を店舗と見做して事務を取扱つてゐる。

備品としては質屋の看板、主任の印、質物控帳等である。

従業員即ち分庫の主任者は分庫たる土藏の所有者であつて、當該部落に於ける有力者である。此の主任者には質屋業務中金錢出納の事務を除き質物の評價(村長の委任に依り現在取扱ふ)並其の保管等の事務を取扱はしめてゐる、主任者に對しては五圓の年報酬と三圓の慰勞金とを支給するに止まり全く奉仕的である。

(3) 本庫と分庫との關係

分庫の主たる事務は質物の保管で在る。質置主が質物を入質しやうとする場合には、任意の分庫に出向き質物を分庫主任に提出する。分庫主任は、之を評價したる上入庫傳票を交付する。此の傳票を本庫に持參すれば、村長は評價額の七割以内に於て貸付金額を決定する。決定した貸付金額により、質屋會計事務を取扱ふ村収入役が現金を交付することになる。質通帳は本庫に於て交付する。辨済の場合は、質置主先づ借入金に規定の利子を附し本庫に納付する、本庫に於ては質通帳に辨済の旨を記し、尙出庫傳票を交付する。質置主はその出庫傳票を分庫に持參し、分庫主任の保管する質物を受戻すことになる。

分庫主任に質物評價事務を委任してゐる事に就いては、條例又は細則にその規定が無いが、分庫主任より請書を提出せしめ、委任事務に關する責任を負担せしめてゐる。分庫主任が右委任事務を取扱ふに至つて、主任の地位は一段重要性を増加した。即ち貸付額の決定は本庫の村長に於て之を爲すのであるが、質物評價は分庫主任が之を爲す結果貸付の良不良は一に分庫主任の責に歸するからである。

金錢の出納事務に關しては、尙本庫の専任事務であり、分庫は一切之を行はない。分庫は評價を除き、貸付事務には形式上關與しないことになつてゐる、若し六分庫が質屋事務中貸付並に出納事務迄委任せられて居るならば、割合少額の資金を六分庫に分割し、之を圓滿に運轉せねばならぬが、

それには尠からざる困難と無駄とを伴ふ虞があるであらう。

本庫は本庫自身質物を保管し、質物を擔保に貸付をなす等一切の質屋業務を行ふが、分庫に委任した部分、即ち分庫に入庫する質物の保管並その出入の事務に付ては除外される譯である。併し分庫に入庫する質物の評價に關しては、分庫主任を信用する範圍に止まり、進んで果して正當の評價なりや、又各分庫の評價標準が均等且つ適正なりや等に關する注意は兎角不行届になる虞れがあるので常時監督の必要がある。

(4) 分庫に於ける事業の現況

分庫は毎日午前九時より午後十時迄(本庫は午後四時迄)事務を取扱つてゐるのである。而して分庫制度を設けたることは今日日本村公益質屋の最も特色とする所である。分庫主任は大字に於ける有力者、いはゆる名望家であり又分庫主任と質置主とは多く親戚關係、隣人關係、或は地主小作の關係等身分的、人的信用關係の濃厚なるものがあるので、不況の爲質置主に辨濟能力が乏しく流質期限内に辨濟し得ない者があつても都會地に於ける如く質權の執行、流質物處分等を嚴重に行行ふを得ない場合があるのである。乍併之に就ては充分斟酌せねばならぬ理由があるのである。即ち辨濟期限の長期に亘るのは、農村生活に於ける現金収入の時期が季節的であつて、毎日又は毎月一定収入が入ることが無い實情から止むを得ないのである、併し一度分庫が業務の整理を必要とする場合は、

分庫主任は本庫に對し、辨濟期限に在る貸出金額を自己の責任に於て皆濟する責任を有し、又事實上その辨濟能力を有するのである。此の分庫主任の働きは、質置主と質屋との間に介在して、質屋業務の運用上安全辨の作用を爲すに至つた。蓋し農村の身分的信用關係の密接な美點より、必要に應じ發生した制度と謂ふべきであらう。

七、堂島村公益質屋事業成績

一、貸付狀況

質	債	券	區別						區
			勞働者	小工業者	小商業者	農業者	漁業者	其他	
口數	二	三	一	一	四	二	四	昭和三十四年度 (自三十四年三月三十一日 至三十五年三月三十一日)	
點數	四〇	〇	一	二	一	八	六	昭和三十五年	
口數	一	一	二	一	一	八	六	昭和三十六年度	
點數	一	一	二	一	一	八	六	昭和三十七年度	
口數	一	一	二	一	一	八	六	昭和三十八年度	
點數	一	一	二	一	一	八	六	昭和三十九年度	
口數	一	一	二	一	一	八	六	昭和四十年	
點數	一	一	二	一	一	八	六	昭和四十一年	
口數	一	一	二	一	一	八	六	昭和四十二年	
點數	一	一	二	一	一	八	六	昭和四十三年	
口數	一	一	二	一	一	八	六	昭和四十四年度	
點數	一	一	二	一	一	八	六	昭和四十五年度	
口數	一	一	二	一	一	八	六	昭和四十六年度	
點數	一	一	二	一	一	八	六	昭和四十七年度	
口數	一	一	二	一	一	八	六	昭和四十八年度	
點數	一	一	二	一	一	八	六	昭和四十九年度	
口數	一	一	二	一	一	八	六	昭和五十年	
點數	一	一	二	一	一	八	六	昭和五十一年	
口數	一	一	二	一	一	八	六	昭和五十二年	
點數	一	一	二	一	一	八	六	昭和五十三年	
口數	一	一	二	一	一	八	六	昭和五十四年度	
點數	一	一	二	一	一	八	六	昭和五十五年度	
口數	一	一	二	一	一	八	六	昭和五十六年度	
點數	一	一	二	一	一	八	六	昭和五十七年度	
口數	一	一	二	一	一	八	六	昭和五十八年度	
點數	一	一	二	一	一	八	六	昭和五十九年度	
口數	一	一	二	一	一	八	六	昭和六十年	
點數	一	一	二	一	一	八	六	昭和六十一年	
口數	一	一	二	一	一	八	六	昭和六十二年	
點數	一	一	二	一	一	八	六	昭和六十三年	
口數	一	一	二	一	一	八	六	昭和六十三年	
點數	一	一	二	一	一	八	六	昭和六十三年	

三、流質狀況

區別	流質物處分ノモル						流質シタルモノ			
	賣却			廢棄			口數		點數	
	口數	點數	貸付元利金	口數	點數	貸付元利金	口數	點數	貸付元利金	
昭和三年度										
昭和四年度							五、〇〇七 四	六二、八三三		
昭和五年度							八、九一七 七	八九、七六六		
昭和六年度										

八、耶麻郡堂島村公益質屋條例

- 第一條 本村ニ公益質屋ヲ設ク
- 第二條 本村住民ニ限り公益質屋ヨリ貸出ヲ受クルコトヲ得
- 第三條 公益質屋ノ會計ハ之ヲ特別會計トス

- 第四條 質物ハ日用品、衣類陶磁器其ノ他確實ナル動産ニ限ルモノトス
- 第五條 貸付金額ハ一口ニ付二拾圓以内、一世帯ニ付百圓以内トス
- 第六條 貸付利率ハ一ヶ月一分二厘五毛トス
- 第七條 貸付金ハ質物ニ付評價シタル價格ノ十分ノ七ヲ超ユルコトヲ得ス但シ其ノ價格ノ評價ハ村長ニ於テ爲スモノトス
- 第八條 不可抗力ニ因リ質物滅失又ハ毀損シタルトキハ本村ハ其ノ責ニ任セス但シ滅失ノ場合ハ其ノ債權ノ全部ヲ毀損ノ場合ハ其ノ債權ノ全部又ハ一部ヲ拋棄スルモノトス
過失ニ因リ質物滅失又ハ毀損シタルトキハ貸出金ノ一倍半ヲ限度トシ其ノ損害ヲ賠償ス
- 第九條 流質期限ハ質契約成立ノ日ヨリ四ヶ月トス但シ特別ノ事由アル場合ハ更ニ二ヶ月以内延長スルコトヲ得
- 第十條 本條例施行上必要ナル規則ハ村長之ヲ定ム

附 則


本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年十月二十一日印刷
昭和八年十月二十三日發行

社會局社會部

印刷人 西脇清太郎
東京市京橋區木挽町一丁目二十一番地

印刷所 西脇印刷所
東京市京橋區木挽町一丁目二十一番地
電話京橋(56)一八八〇番



PATENTED NO. 119016
 CAT. NO. 853
 "F-M"
PAMPHLET BINDERS
 are carried in stock in the following sizes

Catalog No.	High	Wide	Thick
851 (菊倍)	30. cm.	x 22.5 cm.	x 1 cm.
852 (四六倍)	26. "	x 18.5 "	x 1 "
853 (菊)	22.5 "	x 15. "	x 1 "
854 (四六)	18.5 "	x 12.5 "	x 1 "
855 (特)	24. "	x 15. "	x 1 "

Special sizes are made to order
Library Supplies in All Kinds
F. MAMIYA & CO
 OSAKA TOKYO-FUKUOKA

